

三田市まちづくり基本条例検証シート

資料3

※条文のうち、総則的なもの、理念的なもの（基本原則）、個人（市長・議員・職員）の資質に負うものは検証対象外とする。

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
前文	—	検証対象外	
第1章 総則（第1条～第3条）			
第1条(目的)	—	検証対象外	
第2条(定義)	—	検証対象外	
第3条(この条例の位置づけ)	—	検証対象外	
第2章 まちづくりの基本原則（第4条～第8条）			
第4条(まちづくりの基本原則)	—	検証対象外	
第5条(情報共有の原則)	—	検証対象外	
第6条(市民参加の原則)	—	検証対象外	
第7条(補完性と協働の原則)	—	検証対象外	
第8条(評価の原則)	—	検証対象外	
第3章 市民主体のまちづくり			
第1節 情報共有			
(市民の情報発信と共有)			
第9条 市民は、身近なまちづくりの課題等の情報を自ら発信し、互いに共有します。	危機管理課	<p>◆地域版防災マップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等が中心となり、地域における災害リスクを把握し、避難経路の明示等災害時に役立つ情報を掲載した「地域版防災マップ」の作成が進められている。市はマップ作成の意義・作成手法についての説明（キックオフセミナー）やまち歩きへの同行等を地域の方々と協働で行うとともに、印刷版の作成を行った。この印刷版を使い自治会等で印刷し全戸配布される等、地域防災力の向上が図れた。（R3年度末37地区で作成済） <p>◆避難行動要支援者制度の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 三田市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき支援関係者が参画する制度推進会議を開催、協力し制度推進に努めた（名簿情報の共有（R3年度末）：179の全ての区・自治会ほか）。市は、この情報共有に係る名簿登載要支援者からの同意取得について、可能な限りの本人意思確認に努めつつ、意思表示が難しいケースには訪問面談等を行った上で適宜推定同意の適用を行い、共有を促進する取り組みを継続している（R4年4月1日時点：名簿登載者4,325人、うち情報共有同意者2,712人（うち推定同意54人））。 	
2 市長等は、市民が情報若しくは意見を交換できる機会又は場の提供に努めます。			

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
	協働推進課	<p>◆自治会、まちづくり協議会の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュータウン地区の自治会を中心に、広報紙の作成やホームページを通じて地域情報を発信している。一部のまちづくり協議会においても広報紙の作成又はホームページを作成し活動報告等の情報発信をしている。 <p>◆市民活動団体の情報発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の情報発信の支援として市民活動情報サイト「きっぴ〜ねっと」の運営やJR三田駅、新三田駅、各市民センターに市民活動情報掲示板を設置している。 ・SNSやインターネットを活用し、団体自らの情報発信に向けて市民活動推進プラザで相談に応じている。 ・三田の「人」に焦点をあてた情報誌を発行し、地域で活躍する人の活動や思いを発信することで市民活動を支援している。 <p>◆まちづくり協働センター情報交流広場等での情報発信等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協働センター内の情報交流広場や情報ボードの設置により、市民が情報発信や意見交換できる機会の提供に努めた。 	
<p>(情報共有のための市議会及び市長等の責務)</p> <p>第10条 市議会及び市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、適切な時期に、適切な方法で、それぞれの有する情報を分かりやすく公開し、提供しなければなりません。</p>	政策課	<p>◆総合計画の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画後期基本計画及び第5次総合計画の策定について、広報さんだ特別号を発行し、市民への周知を図った（第4次総合計画後期基本計画=H29年4月1日号、第5次総合計画=R4年5月号）。 <p>◆総合計画等説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画後期基本計画及び行財政構造改革に係る説明会を兼ねた意見交換会（未来まちづくりミーティング）をH29年5月から10月にかけて開催した（全7回）。 	
	総務課	<p>◆議会答弁等の進行管理の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会一般質問及び予算決算常任委員会（前年度決算及び新年度予算審議に関するものに限る。）での質問に対し、「検討する」又は「実施する」と答弁したものに對するその後の対応状況を都度ホームページに公表している。 	
	財政課	<p>◆予算編成に関する議会各派要望の公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28年度以降毎年度、翌年度予算編成に関する議会各会派からの要望について、公開の場において意見交換を実施するとともに、要望書とその対応結果をホームページに公表している。 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29.7～R4.6)		備考
	所管課	主な取組内容	
	秘書広報課	<p>◆広報誌の発行、広報モニター制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年1月に広報誌をリニューアルし、月1回発行の中、市民・事業者・行政が一体となったまちづくりを目指し、まちの課題などをテーマにした特集記事では現状や背景、今後の取り組み等の情報を発信した。 ・モニター意見を収集することで、市民視点も取り入れた誌面作成に努めるとともに、双方向による情報共有を図った。 ※広報モニター213人 (R4年3月31日時点) <p>◆ホームページやSNSの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体で発信した情報の詳細を補完するツールとして、ホームページを活用するとともに、市民が知りたい情報を見つけやすいホームページを目指し、R4年3月に全面リニューアルを行った。 ※ホームページアクセス数：H29年度5,725,051件、H30年度6,180,733件、R元年度6,414,850件、R2年度9,480,456件、R3年度9,730,284件 ・R3年10月にLINEを新たに導入することで、世代別などによる情報発信が可能になったため、フェイスブックや広報誌、ホームページなど広報媒体の特性に応じた情報発信を行った。 ※LINE登録者数5,151人 (R4年3月31日時点) <p>◆記者発表、エフエム、ポスター等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長記者会見で市の重要政策等をタイムリーに発表するなど、様々な情報媒体を利用することで、より多くの市民に情報が伝わるよう実施した。 ※市長記者会見数：H29年度21回、H30年度19回、R元年度8回、R2年度12回、R3年度13回 ※エフエム広報番組数：「モリモリSANDA (市長が市政情報を分かりやすく伝える広報番組)」ほか11件 (R3年度) 	
	危機管理課	<p>◆さんだ防災・防犯メールによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して暮らせるよう、市内で発生した緊急事態等の情報を携帯電話メールで登録者に一斉に配信している。 ※登録者数 (R4年4月1日現在)：緊急情報16,859件、お知らせ情報15,523件 	
	デジタル戦略課	<p>◆オープンデータの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する公共データを市民や企業などに利活用されやすいように、二次利用可能なルールの下でオープンデータとして公開することにより、行政の透明性・信頼性の向上、データの共有及び協働による地域課題の解決、経済の活性化、データ活用による業務の高度化・効率化を図っている。 ・H28年度より毎年、チャレンジオープンガバナンス (自治体と市民や学生が協力し、データに基づいて地域課題の解決に取り組むアイデアコンテスト) へ参加し、行政が抱える課題についてオープンデータを活用した課題解決のアイデアを募集している。 ※公開データ数：H29年度39件、H30年度142件、R元年度144件、R2年度158件、R3年度169件 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
	総務課	<p>◆本庁舎1階市民情報ひろばの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民情報ひろばの中に、暮らしの情報コーナーを設け、制度案内や各種手続き情報等のパンフレット、イベントや市の魅力発信のポスターを掲示し、来庁される方への情報発信を行っている。また、予算書、各種計画書などについても閲覧可能である。市政情報を常時発信しているデジタルサイネージシステムで、議会開会時には議会中継を行っている。 ・市の魅力発信や姉妹都市などを紹介する常設展示を設けるとともに、コンサートや絵画展など、期間を限定した臨時のイベント・展示にも活用している。 	
2 市議会及び市長等は、様々な環境にある市民に対して、必要な情報が確実に届くよう努めなければなりません。	秘書広報課	<p>◆広報誌の全戸配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌を新聞折込からシルバー人材センターへの配布委託に変更することで、各戸・事業所への全戸配布を実施している。 <p>◆ユニバーサル広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話・字幕付き動画（R元年8月から実施）やアプリによる広報誌の多言語対応（R2年9月から実施）など、様々な環境にある市民向けへの広報を強化した。 	
	デジタル戦略課	<p>◆音声認識アプリ（UDトーク）の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年3月から音声を実タイムで画面表示できる多言語対応のアプリケーション機能の一部を活用して、総合案内や小中学校において聴覚障害者等の方とのコミュニケーション手段の確保、外国語を母語とする方とのコミュニケーション手段として利用した。 ※窓口利用件数（R3年度2件）、小中学校利用校数（R元年度1校、R2年度・R3年度実績なし） 	
	危機管理課	<p>◆ハザードマップさんだの全戸配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年7月に改定内容をホームページ掲載するとともに地区別分割版として全戸配布した。 	
	協働推進課	<p>◆自治会を通じた回覧・文書の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事務委託による回覧資料、掲示板用ポスターの配布を自治会に行っている。 	
	人権共生推進課	<p>◆多文化共生の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生の観点から、日本語による情報の理解に支障がある外国人市民の支援を行った。 ①多言語版広報を発行した（英語、中国語、韓国語）。 ②通訳・翻訳制度の実施により市役所・学校等での手続を支援した。 ③外国人相談のほか、外国人のための防災訓練、就労支援等を行った。 ④行政情報の多言語化を促進した。（ごみの分別パンフレット、紙版・web版ハザードマップ、コロナウイルスワクチン情報HP等） 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
	障害福祉課	<p>◆意思疎通支援等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年4月に施行した三田市みんなの手話言語条例に基づき、子どもから大人まで市民等に幅広く手話啓発事業及び意思疎通支援者の養成事業を実施した。5年間で市登録意思疎通支援者は計11人（手話通訳者6人、要約筆記者5人）増加した。 ・手話や字幕付の動画である「ユニバーサル」広報を秘書広報課と連携して作成し、聴覚障害者に配慮した市政情報の提供を行った（R元年8月～） ・R2年度にテレビ電話による窓口対応サービス（R3年度利用9件）と意思疎通支援者派遣事業における遠隔手話通訳（R3年度利用0件）を導入した。 	
3 市議会及び市長等は、三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)で定めるところにより、積極的にまちづくりに関する情報の提供又は公表を進め、情報公開の総合的な推進に努めなければなりません。	総務課	<p>◆情報公開制度の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例に基づき、市民の市政への積極的な参加による公正で民主的な市政の推進に努めている。 ・公文書公開制度の運用状況については、ホームページや広報誌で公表している。 ※請求件数：H29年度99件、R30年度122件、R元年度59件、R2年度30件、R3年度24件 	
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第11条 市議会及び市長等は、三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。</p>	総務課	<p>◆個人情報保護制度の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。 ・個人情報保護制度の運用状況については、ホームページや広報誌で公表している。 ※請求件数：H29年度30件、R30年度8件、R元年度7件、R2年度2件、R3年度2件 	
2 市民は、まちづくりを行うに当たり個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いに努めます。	危機管理課	<p>◆避難行動要支援者名簿の取扱い<第9条参照></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿については、区・自治会等と個人情報の取扱いに関する協定を締結し、守秘義務を理解いただいた上で、市と名簿情報を共有している。なお、名簿の閲覧については、区・自治会等の長のみならず、その副役職者及び班長等の小地域単位役職者まで閲覧することを可能としている。 	
第2節 市民参加			
第1款 市民参加に当たっての権利と責務			
第12条(市民参加の権利と責務)	—	検証対象外	
第13条(事業者の責務)	—	検証対象外	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
<p>(市民参加の環境整備)</p> <p>第14条 市議会及び市長等は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、その活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければなりません。</p>	協働推進課	<p>◆まちづくり協働センター情報交流広場等での活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協働センター内の情報交流広場や情報ボードの設置により、市民の活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい環境整備に努めた。 <p>◆市民が行うまちづくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動推進プラザ、きつび～ねっとの運営など、詳細<第9条参照> ・協働事業提案制度の創設、リニューアル<第22条参照> <p>◆まちづくり協議会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を解決する自主的な取り組みを支援するため、ふるさと地域交付金制度を活用した財政的支援を行っている。 <p>◆コミュニティ懇話会の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の目標を「多様性と調和に基づく地域住民自治」の実現とし、その具現化に向けた処方箋として市民と行政に対して提言を行った。 	
第2款 市政への市民参加			
<p>(市政への市民参加における市長等の責務)</p> <p>第15条 市長等は、総合計画の策定並びに市政運営における計画の立案、実施及び評価の一連の過程において多様な市民参加の機会を保障し、市民の意見を積極的に取り入れることにより、市民力と地域力を活かすよう努めなければなりません。</p>	市政への市民参加推進委員会 (政策課)	<p>◆計画の「立案」時における市民参加<第16条第1項～第3項参照></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の策定及び市政運営における計画の「立案」時の市民参加は、市政への市民参加条例に基づき行っている。 <p>◆計画の「評価」時における市民参加<第44条参照></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画及び各施策の実施状況については、行政評価条例に基づく行政評価を実施し、パブリックコメントや行政評価委員会による外部評価を行うことで市民意見の反映に努めている。 <p>※上記2点は、他の計画等（R3年度：第3期教育振興基本計画など10件）についても同様に実施した。</p> <p>◆市民意識調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の価値観や行動志向、行政への要望など市民生活の基本的な意識を把握するため、毎年度市民意識調査を実施している。 ・R2年度実績…市内に在住する18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に実施（調査期間R2. 9. 18～10. 8。回答は郵送のほかインターネットも可とし、回収率は54.1%）。 ・第4次総合計画が施行されて以降、総合計画に掲げる30施策に対する重要度・満足度の意識を調査する項目を設け、その結果を行政評価に活用している。 	
<p>2 市長等は、市民が参加しやすいように、市政運営に関する情報を多様な広報手段を用いて、積極的に、かつ、分かりやすく提供しなければなりません。</p>	—	<第10条第1項及び第2項参照>	
<p>3 市長等は、市民から出された意見及び提案の結果について、市民に具体的に、かつ、分かりやすく説明しなければなりません。</p>	総務課	<p>◆市民の声制度の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民から寄せられる陳情、要望及び意見など「市民の声」について、市政への参画の機会として捉えており、関係課で様々な視点から、実現の可能性について検討し対応している。 <p>※わたしの提案：H29年度319件、H30年度428件、R元年度353件、R2年度405件、R3年度283件</p> <p>※要望陳情：H29年度56件、H30年度48件、R元年度42件、R2年度43件、R3年度19件</p>	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考	
	所管課	主な取組内容		
	政策課	<p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政への市民参加条例に規定する市民意見を聴く手続（附属機関、パブコメ、ワークショップ、意見交換会等）による意見への対応は第16条、まちづくり提案への対応は第18条、協働提案への対応は第22条、オンブズパーソン制度は第42条をそれぞれ参照 		
<p>(企画立案段階からの市民参加)</p> <p>第16条 市長等は、総合計画、市の重要な計画及び条例（以下この条及び次条において「計画等」といいます。）の案を作成しようとするときは、企画立案の段階から多様な手法を用いて市民が参加できるようにしなければなりません。この場合において、市長等は、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮するよう努めなければなりません。</p>	市政への市民参加推進委員会 (政策課)	<p>◆計画等の策定時の市民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政への市民参加条例では、市長や教育委員会などが計画等を検討する際には、市民意見を聴く手続（下記①～⑦）を適切な時期に2つ以上（議会の議決事項である場合は1つ以上）実施する必要があると規定しており、これに基づき運用している。 ⇒①附属機関（市民委員の割合が3割以上）、②パブリックコメント（30日以上）、③意向調査、④ワークショップ、⑤公聴会、⑥意見交換会、⑦その他の手続 ※実施した計画等：H29年度17件、H30年度10件、R元年度4件、R2年度7件、R3年度11件 <p>◆附属機関の委員の女性比率（目標3割以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H29年度34.3%、H30年度33.5%、R元年度35.0%、R2年度36.8%、R3年度38.9% <p>◆パブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画等の案については、広報紙・ホームページで告知のうえパブリックコメントを行っている。案の閲覧はホームページのほか、担当課窓口、市民センター等に設置して行っている。 ・ パブリックコメントについては、意見の概要と市の考え方まとめて市ホームページ等で公表している。 ・ 附属機関の会議や意見交換会についてもその概要（会議録等）をホームページで公表している。 ※実施件数：H29年度13件、H30年度8件、R元年度2件、R2年度1件、R3年度8件 		
2 市長等は、計画等を策定しようとするときは、計画等の案と関連する資料を公表し、広く市民の意見を求めなければなりません。				
3 市長等は、前項に規定する市民の意見を聴取するときは、多様な手法を用いて、当該意見を聴取しなければなりません。				
4 市長等は、市民の意見に対する市長等の考え方を整理し、これを公表しなければなりません。				
<p>(附属機関への市民参加)</p> <p>第17条 市長等は、計画等の案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関の調査審議等を通じて市民意見を聴こうとするときは、当該附属機関の委員の選任に当たって、三田市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号。以下「市政参加条例」といいます。）第10条第2号に規定する市民委員を含めなければなりません。</p>	市政への市民参加推進委員会 (政策課)	<p>◆市政参加条例による運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見を聴く手続として附属機関を用いる場合は、市政への市民参加条例に基づき、市民委員（公募委員及び名簿委員）の割合が3割以上になるよう努めている。 ※R3年度における実績（全体－市民委員－運用実績－比率） ・ 三田市政への市民参加推進委員会（5人－2人－40%） ・ 三田市協働のまちづくり推進委員会（6人－2人－33%） ・ 三田市スポーツ推進審議会（13人－4人－31%） ・ 三田市生涯学習審議会（9人－3人－33%） ・ 三田市食育推進会議（11人－2人－18%） ・ 三田市行政改革推進会議（9人－3人－33%） など 		

条文	5年間の主な取組内容 (H29.7～R4.6)		備考
	所管課	主な取組内容	
2 市長等は、前項の市民委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を確保するとともに、附属機関の設置目的や応募人数等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮しなければなりません。		◆市民委員の決定方法 ・市民委員の募集に際し、応募が定員を上回る場合は、男女比等を考慮のうえ、抽選により決定している。 ◆市民委員の女性比率 （目標男女同数） ※H29年度51.5%、H30年度53.3%、R元年度60.4%、R2年度59.6%、R3年度54.3%	
3 市長等は、附属機関の会議を原則として公開しなければなりません。		◆会議の公開の運用状況 ・情報公開条例に基づき、附属機関の会議（会議録を含む。）は、個人情報など非公開情報を扱う場合を除き原則公開としている。	
4 市長等は、附属機関の開催情報や会議結果等を分かりやすく公表しなければなりません。		◆開催情報等の公表の運用状況 ・開催情報や会議結果（会議録）はホームページ等で公表している。開催情報については適宜、報道関係者に情報提供している。	
（まちづくり提案） 第18条 市長等は、市政参加条例第21条に規定するまちづくり提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。	市政への市民参加推進委員会 （政策課）	◆附属機関への諮問 ・市政への市民参加条例では、まちづくり提案に対する市長等の検討結果に不服があるときは、市の附属機関である市政への市民参加推進委員会の意見を聴いて再度検討することとし、公正性及び透明性を担保している。 ※運用実績：この5年間において、まちづくり提案を受けていない。	
2 市長等は、前項の検討により当該まちづくり提案がまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。			
（市政への市民参加に関する条例） 第19条 市政への市民参加の手続その他必要な事項は、市政参加条例で定めるところによります。	市政への市民参加推進委員会 （政策課）	◆市政への市民参加条例の施行 ・市政への市民参加の手続その他必要な事項を定めた市政への市民参加条例をH27年1月から施行している。	
第3節 補完性と協働のまちづくり			
（地域コミュニティ） 第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。	協働推進課	◆まちづくり協議会への支援 ・R4年5月現在、18のまちづくり協議会が設立されている。H26年に「ふるさと地域交付金」を創設し、地域の課題解決に向けた自主的かつ主体的な活動に対して財政面での支援を行っている。 ◆（一社）兵庫県宅地建物取引業協会との協定 ・自治会加入率促進に向け、同協会と三田市区・自治会連合会、三田市との3者による協定書を締結している（H29年6月）。	
2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。			

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。		◆地域担当制 ・地域課題の解決をはじめまちづくり協議会など地域運営組織の支援や各種調整を担う地域担当課長を各市民センターに配置しており、担当地域の実情や課題に応じて順次体制の強化を目指す。また若手職員を中心としたサポート職員を配置し、職員の研修を兼ねて担当の補助にあたらせている。 ・R3年度より地域担当を市民センター所長兼務とし、地域の拠点を意識した市民センターの運営にあたらせることとした。	
(協働の推進) 第21条 市議会及び市長等は、市民、市議会及び市長等が協働してまちづくりを推進するために、市民力が最大限に発揮されるよう機会を設けるとともに、状況に応じて必要な措置を講じなければなりません。	協働推進課	◆中間支援 ・市民活動推進プラザでは、市民活動団体の自主的な取組みを支援するため、市民活動団体のスキルアップを図る講座の開催や活動に対する相談を行っている。また、市民活動団体相互の連携を促すため、市民活動まつりなどのイベントを通じて、団体間のネットワークづくりに取り組んでいる。 ・R4年度より市民活動推進プラザの体制強化を推進し、地域活動とテーマ型活動をつなぐプラットフォーム機能にも注力している。	
(協働提案) 第22条 市長等は、市民からの協働提案を積極的に取り上げ、活用するための仕組みをつくります。	協働のまちづくり推進委員会 (協働推進課)	◆協働事業提案制度のリニューアル ・協働による課題解決を推進するためにH29年度より協働事業提案制度を創設した。2年間の実績が応募5件採択1件。R3年度に協働のまちづくり推進委員会への諮問を通じてH29年度からの実績や課題を踏まえて協働事業提案制度のリニューアルを検討し、R4年度より制度を改善して再開した(応募10件)。 ・多様な担い手や手法を組み合わせた公益的な取り組みのスタートアップやパワーアップを支援する新たな仕組みを整備しR4年度より開始した。	
2 市長等は、前項の協働提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。			
3 市長等は、前項の検討により当該協働提案が協働のまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて取り組まなければなりません。			
(協働のまちづくりに関する推進方策) 第23条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に定めます。	協働のまちづくり推進委員会 (協働推進課)	◆協働のまちづくり基本指針の施行 ・異なる価値観や行動原理を持つ主体が共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むため、協働の場面における共通のルールや考え方を明らかにした「協働のまちづくり基本指針」に基づきH27年度から協働のまちづくりを推進した。今後、第5次総合計画に掲げる協働、共創のまちづくりや住民主体のまちづくりの推進に向けて、基本指針の改定を検討していく。	
第4章 市議会			

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
<p>(市議会の役割と責務) 第24条 市議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、次の各号に掲げる役割と責務を担います。</p> <p>(1) 市の重要な意思決定、市政の監視、政策の立案等を行うこと。</p> <p>(2) 前号の役割を果たすに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう活発な討議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市議会の権能、運営及び組織に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。</p>	市議会 (議事総務課)	<p>◆条例や予算等の議案審議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議及び各常任委員会において、条例や予算等の議案審議を行うとともに、諸課題に対応するため政策立案や政策提言等の研究を行っている。 ※議決件数：H29年115件、R30年126件、R元年111件、R2年133件、R3年120件 ・毎年（コロナ禍によりR2～3年度は開催中止）、市民に対し新年度予算審議の内容報告と意見交換を行う議会報告会を開催している。 ・議会報「つなぐ」の年5回発行（令和3年度）をはじめ、各市民センター等へ本会議及び各常任委員会（本会議開会中）のライブ中継、ホームページやYouTubeでの本会議録画映像の公開、また、フェイスブックなどSNSを活用した議会情報等の共有化を図った。 <p>◆議会基本条例の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の基本理念、議員の役割や責務等を定めた議会基本条例をH24年7月から施行している。 	
第25条(議員の役割と責務)	—	検証対象外	
第5章 市長等			
第1節 市長			
第26条(市長の責務)	—	検証対象外	
<p>(就任時の宣誓) 第27条 市長は、就任に当たって、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例を尊重して公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。</p>	政策課	<p>◆就任時の宣誓の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森市長は、再選後の議会定例会（R元年9月議会）において宣誓を行った。 	
<p>(総合計画) 第28条 市長は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的な取組みを定める基本計画で構成する総合計画を定めます。</p> <p>2 市長は、総合計画を定めるに当たっては、市議会の議決を経なければなりません。</p> <p>3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを図ります。</p> <p>4 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画の実現に則した内容にしなければなりません。</p>	総合計画審議会、市議会 (政策課)	<p>◆総合計画の検証、策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度は、総合計画審議会で第4次総合計画を検証するとともに、パブリックコメントを行ったうえで、市議会での審議・議決を経て、第5次総合計画を策定した。 ・第5次総合計画は、R8年度には、社会経済情勢等の変化等に対応するために検証し、基本構想の中間見直しと後期基本計画の策定を行うこととしている。 <p>◆個別計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別計画は総合計画と整合を図り策定されている。 ・第5次総合計画には関連する個別計画を掲載している。また、個別計画においても総合計画との関係を明示している。 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
第2節 市長等			
(執行機関としての市長等の責務) 第29条 市長等は、条例、予算その他の市議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を、その権限と責任において公正かつ誠実に執行しなければなりません。	政策課	◆行政評価の実施<第44条参照> ・H29～R2年度は、行政評価委員会により施策評価の仕組みを通じて実施した。 ・R3年度は、総合計画審議会で第4次総合計画を検証するとともに、パブリックコメントを行ったうえで、市議会での審議・議決を経て、第5次総合計画を策定した。	
2 市長等は、その所管する事務の企画立案、予算、事業の実施及び評価において、内容、効果を明らかにし、市民に分かりやすく説明しなければなりません。	財政課	◆予算説明の状況 ・当初予算の議会での円滑な審議に資する観点から「予算附属資料」及び「三田市のわかりやすい予算」を作成する等により予算の内容について説明している。	
(人材育成) 第30条 市長等は、多様化する行政需要に対応できる知識や能力を持ち、市民の立場に立って、自ら行政課題を見出し、解決することができる職員の育成に努めなければなりません。	人事課	◆人材育成の取組み ・H29年3月策定の人材育成基本方針（ACT）の目指すべき職員像を踏まえた人事評価項目や面談及び評価方法の見直しなど目標管理と能力評価に基づく人事評価制度の取り組みを推進した。また、ACTを推進するため、若手職員によるACTSTAFFを立ち上げ、業務改善等の提案を実施した。（業務改善・整理整頓研修の企画実施、メンター制度等7件） ・新たな行政課題等に対して、組織横断的にプロジェクトチームを立ち上げ、解決策を見出すなど人材育成を進めてきた。（総合計画策定PT等） ・若手職員の経験と視野を広げるため、内閣府や国交省近畿整備局、またLINEや三菱総研、地域活性化センターなど民間企業等も含めて積極的に派遣を行った。 ※派遣人数9人（R4年4月現在） ◆研修の実施状況 ・毎年度策定する「職員研修方針及び計画」に基づき市独自研修及び派遣研修を積極的に推進してきた。重点課題として、今後の職員の年齢構成の変動に関わらず、組織を維持・継承するため、次世代を担う職員の育成を目的とした階層別研修や専門研修を実施した。また、新しい働き方のスタイルを踏まえた誰もが働きやすい職場づくりやイクボス研修、スマートシティの推進に向けた職員のスキル向上に努めた。さらに、自己研鑽の一環として、R2. 8月に資格取得助成制度を設けた。 ※市独自研修30件（R3年度）、派遣研修67件（R3年度） ※資格取得助成制度利用者6件（R3年度）	
2 市長等は、職員の研修制度を充実させ、政策研究を支援するとともに、自己研鑽のための多様な機会を提供するよう努めなければなりません。			
第3節 職員			
第31条 (職員の責務)	—	検証対象外	
(法令遵守) 第32条 職員は、三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号)で定めるところにより、法令を遵守し、職務を遂行しなければなりません。	倫理審査会 (総務課・人事課)	◆職員倫理条例の運用状況 ・職員倫理条例に基づき、公務に対する市民の信頼を確保する取組みを推進している。 ※贈与等報告書件数：H29年度149件、R30年度152件、R元年度148件、R2年度270件、R3年度283件	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
<p>(公益目的通報)</p> <p>第33条 職員は、法令(条例、規則、訓令を含みます。)違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える違法行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、三田市公益目的通報者保護条例(平成18年三田市条例第35号)で定めるところにより、対応しなければなりません。</p>	行政監察員 (総務課)	<p>◆公益目的通報者保護条例の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する行政監察員(外部弁護士)による調査結果に応じ、制度の適正な運用に努めている。 ※公益目的通報件数：H29年度3件、R30年度8件、R元年度3件、R2年度6件、R3年度6件 	
第6章 行政運営			
第34条(行政運営の基本原則)	—	検証対象外	
<p>(組織の編成)</p> <p>第35条 市長等は、社会情勢に的確に対応した政策を着実に実現するため、機能的な組織を編成するとともに、横断的な連携を図らなければなりません。</p>	政策課	<p>◆R4. 4. 1組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画に基づく「新しいまちづくり」のスタートに向けて、本市が直面する重要課題への取り組みを加速化させるため、総合的かつ横断的な組織体制の確立を図った。 ・重要課題への取り組みの推進…「総合政策部」の設置、人口減少対策の強化、スマートシティや地域医療の推進など ・第5次総合計画においてまちづくりの視点として位置付ける「共創」「共生」「再生」によるまちづくりの推進…「地域共創部」「共生社会部」「ゼロカーボンシティ推進室」の改称など <p>◆庁議等による迅速な意思決定、横断的な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政における迅速な意思決定及び横断的な連携を図るため、政策会議(各施策・事業の方針等に関する合議制による最高意思決定機関)及び部長等連絡調整会議(意思決定事項を円滑に執行するための連絡調整の場)を定期的に開催している。 ・行財政構造改革や働き方改革のほか、新型コロナウイルスのワクチン対策など重要課題については、本部会議を設置・随時開催し、進捗状況を確認するとともに、適切に対応している。 ※政策会議議題件数：R元年度76件、R2年度74件、R3年度70件 ※部長等連絡調整会議議題件数51件(R3年度) 	
<p>(政策法務)</p> <p>第36条 市長等は、市民ニーズ及び地域課題に的確に対応するため、法令等を主体的に解釈するとともに、自治立法権を積極的に活用しなければなりません。</p>	総務課	<p>◆政策法務の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度から職員のリーガルマインドの向上を図るとともに、リスクを回避・軽減するための予防法務に関する意識を醸成するため、弁護士(外部委託)による政策法務支援業務を開始した。 ※相談件数：R2年度70件(33課)、R3年度88件(38課) ※政策法務支援業務を活用して制定・改正した条例：R2年度三田市霊苑条例、R3年度三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例ほか1件 ・市役所内において例規等審査会を開催し、自治立法権の活用に向け、知識の向上や体制作りに取り組んでいる。 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
<p>(財政の運営)</p> <p>第37条 市長等は、財政運営に当たっては、中長期的な展望に立ち、歳入に見合った歳出を計画する等により、持続性のある財政基盤を確立しなければなりません。</p>	財政課	<p>◆中期財政収支の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間の中期財政収支見通しを作成し、その内容を踏まえて予算編成の上限（フレーム）を設定するなどにより、持続性のある財政基盤の確立を図っている。 	
<p>2 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、常に機能的で、効率的かつ効果的な運用を行わなければなりません。</p>	財政課	<p>◆予算編成方針及び予算執行方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成及び執行に当たって方針を定め、適正な予算編成及び予算執行を図っている。 	
<p>3 市長等は、保有する財産の適正な管理及び計画的かつ効果的な活用に努めなければなりません。</p>	公共施設マネジメント推進課	<p>◆公共施設マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントの推進に係る基本的な考え方等を示した「三田市公共施設等総合管理計画」をH28年度に策定して以降、個別施設の方向性を具体的に整理した「三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針」をH30年度に策定した。 ・さらに、施設ごとの今後の保全に向けた実行計画となる「三田市公共施設個別施設計画」をR2年度に策定するなど、市として将来に先送りしない公共施設のあり方を見定めながら、限られた財源のなか、中長期を見据えた計画的な保全に向けて取り組んでいる。 ・H30年度策定の基本方針において、施設の今後の方向性を「廃止・売却等」と位置付けた施設については、課題などの整理が整った施設から、順次民間事業者等の活力による利活用を目的とした利活用募集を実施している。 ※R3年度末時点で、4施設（青野ダム記念館、淡路風車の丘、青少年育成センター、新陶芸館）の利活用募集を実施している。 	
	総務課	<p>◆行政財産目的外使用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設内に設置される清涼飲料水自動販売機については、H23年度から公募による設置へと移行した。期間は、最大5年間としている。 ・市が保有する土地において、収益が見込まれるものについては、公募や地域のニーズによる貸付けを行っている。 ※貸付件数18件（R4年4月1日時点） <p>◆有料広告の拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度に設置したプロジェクトチームで協議を重ね「リアル編」「オンライン編」「アイデア編」のそれぞれについて提案があった。これを受けR4年度からは、ネーミングライツ、封入広告、公用車掲示広告等の実施に取り組んでいる。 ・未利用普通財産を有料広告に活用できるよう、土地台帳の整理を行うとともに収益が見込まれる土地の候補を選定している。 	
<p>4 市長等は、財政状況及び財産の保有状況その他市の経営状況並びに市が支出した補助金等に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>	財政課	<p>◆財政状況等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌において予算の概要（4月）、決算の概要・財政健全化指標（10月）を公表している。 ・新年度予算において毎年「三田市のわかりやすい予算」を作成している。 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
<p>(行政改革)</p> <p>第38条 市長等は、組織、執行体制等の行政運営について常に改善又は改革を行わなければなりません。</p> <p>2 市長等は、前項の改善又は改革の推進に関する事項について調査審議するため、市民及び有識者等によって構成される第三者機関を設置します。</p>	行政改革推進会議 (財政課)	<p>◆行政改革の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28年度に新成長戦略プランの成果と課題等を踏まえて、行財政構造改革方針 (H29～33) を定めるとともに、具体的な取組みとして行財政構造改革行動計画2017～2021を策定し改善又は改革の取り組みを進めてきた。 ・上記行財政構造改革方針の策定にあたり、行政改革推進会議に諮問し意見を求めた。 	
<p>(監査制度)</p> <p>第39条 市議会及び市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実を図らなければなりません。</p>	監査委員 (監査委員事務局)	<p>◆監査制度の充実に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員は監査基準に従い監査等を行うこととされたため、三田市監査基準を定めR2年4月1日から施行し、これに基づき監査を実施している。 ※R3年度実績：定期監査3件 (①地域創生部及びまちの再生部環境共生室、②市長公室及び子ども・未来部、③経営管理部)、随時(工事)監査1件、財政援助団体等に対する監査1件、住民監査請求に基づく監査(却下1件)、例月現金出納検査(毎月実施：一般・特別・公営企業及び三輪財産区の10会計)、決算審査(4～8月実施、例月現金出納検査と同じ10会計)、財政健全化判断比率等審査(6～8月実施) ・議選監査委員の選任の義務付けが緩和されたため、H30年10月23日以降、議選監査委員を廃止し、代わりに識見監査委員を選任することで、より独立性や専門性を高める体制とした。 ・長が内部統制に関する方針を策定した場合は、評価報告書を監査委員の審査に付して議会へ提出することとされたため、R4年度(R3年度評価)から評価報告書の審査を行う予定である。 	
<p>(行政手続)</p> <p>第40条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関する事項を明らかにしなければなりません。</p>	総務課	<p>◆行政手続条例の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分に対する不服申立ての教示等の義務付けを職員に対して周知するとともに、審査基準や標準処理期間の明示など手続の瑕疵が起らないように毎年、監督職研修等で指導周知を実施している。 	
<p>(意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>第41条 市長等は、市民からの意見、要望、苦情等(以下次条において「意見等」といいます。)があったときは、適正、公正かつ速やかに事実関係を調査し、真摯に対応しなければなりません。</p>	総務課	◆市民の声制度の運用状況<第15条第3項参照>	
<p>(オンブズパーソン)</p> <p>第42条 市長は、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため、市議会の同意を得てオンブズパーソンを設置します。</p> <p>2 市民は、市長等への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。</p>	オンブズパーソン (総務課)	<p>◆オンブズパーソン制度の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンブズパーソン条例に基づき、オンブズパーソンにより市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図っている。 ※申立件数：H29年度6件、H30年度1件、R元年度1件、R2年度1件、R3年度1件 	

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考		
	所管課	主な取組内容			
3 オンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項は、三田市オンブズパーソン条例(平成25年三田市条例第41号)で定めるところによります。					
第7章 評価					
(まちづくりの評価) 第43条 市民、市議会及び市長等は、協働のまちづくりの経緯及び成果並びに総合計画に基づくまちづくりの進捗状況を評価します。	行政評価委員会、総合計画審議会、市議会(政策課)	◆総合計画に基づくまちづくりの進捗状況の評価 ・H29～R2年度は、行政評価委員会により施策評価の仕組みを通じて実施した。 ・R3年度は、総合計画審議会第4次総合計画を検証するとともに、パブリックコメントを行ったうえで、市議会での審議・議決を経て、第5次総合計画を策定した。			
(行政評価) 第44条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市長等が行う施策や事業の実施内容について行政評価を行い、その結果を施策等の改善や見直しに反映させなければなりません。	行政評価委員会、総合計画審議会(政策課)	◆行政評価条例に基づく行政評価の実施 ・H29～R2年度は、第4次総合計画に掲げる施策を評価対象として行政評価委員会により外部評価を実施した。 ・R3年度は、総合計画審議会第4次総合計画を検証するとともに、パブリックコメントを行ったうえで、市議会での審議・議決を経て、第5次総合計画を策定した。			
2 行政評価の手続その他必要な事項は、三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号)で定めるところによります。					
第8章 危機管理					
(危機管理) 第45条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。	危機管理課	◆危機管理基本条例の運用等 ・三田市危機管理基本条例に基づき地域防災計画の修正やBCP(業務継続計画)の継続策定を行った。また、地域版防災マップの整備促進や自主防災組織の結成支援にも努めた。 ・兵庫県広域消防相互応援協定など災害時に協力が必要な他の地方公共団体との相互応援協定や、災害時に不足する人材、物資等について関係団体や企業等との応援協定の締結を進め、災害対応力の強化に継続して努めた。また、R2年度に実施された県合同防災訓練や阪神7市1町合同防災訓練等への参加により、災害時の連携強化に努めた。 ※協定締結件数99件(R4年4月1日時点) ・自助・共助の取組みとして重要な、自主防災組織の結成に向け、その意識づけや結成時や訓練への補助等の支援に努め、78組織(91区・自治会、37,480世帯)で結成された。また、災害への備えとして、地域の防災訓練については、R3年度は78区・自治会で実施されている(※新型コロナウイルス感染拡大により件数は減少)。 ・地域版防災マップの作成支援に努め、R3年度末までに37地区で作成され、地域防災力の向上に努めた。 ・避難行動要支援者支援にあつては、新制度発足時に各地域ごとの説明会を開催し、区・自治会がリード役となり地域の支援体制を構築いただき、名簿を活用した助け合いのできる地域づくりを進めている。H30年度からモデル地区による個別支援計画の作成に取り組むとともに、R3年度より庁内プロジェクトチームを発足し、個別支援計画作成に対する取り組みを強化した。			
2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。					
3 災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例(平成27年三田市条例第29号)で定めるところによります。					

条文	5年間の主な取組内容 (H29. 7～R4. 6)		備考
	所管課	主な取組内容	
第9章 住民投票			
(住民投票) 第46条 市は、市政運営に重大な影響を及ぼす事項について、住民投票を実施することができます。	政策課	<p>◆住民投票制度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度において、住民投票制度検討委員会で制度のあり方について審議を行った。住民投票条例については、個別設置型・常設型のそれぞれに課題があり、同委員会では両方の型における要件上の課題を克服しようとする「ハイブリッド型」が検討され、H26年4月28日にその答申を受けた。 ・H26年度において、庁内で制度のあり方の検討を継続するとともに、市議会特別委員会と意見交換を行った。 ・住民投票制度には、議会制度や間接民主制との整合、責任の所在の明確化等の観点からの課題も存在し、H27年3月議会本会議において、「地方自治法に基づく個別設置型で対応する」との判断を示した。 	
第10章 他の自治体等との連携・協力			
(他の自治体等との連携・協力) 第47条 市は、まちづくりに関する共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。	政策課	<p>◆他の自治体等との連携・協力の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との関係においては、県・市町懇話会、阪神北地域政策懇話会、県政要望等を通じて、知事・県民局長等県の幹部と市町長等との間で意見交換を行い、県に連携・協力を求めた。 ・兵庫県市長会を通じて、国・県への要望を行った。 ・阪神・丹波市長会において、広域的な課題について意見交換を行った。 ・広域連合や一部事務組合により、他市町と特定事務の共同処理を行っている（兵庫県後期高齢者医療広域連合、兵庫県市町村職員退職手当組合など）。 	
第11章 この条例の見直し			
第48条(この条例の見直し)	—	検証対象外	